**Ⅳ-0：運動障害**

**１：運動障害（肢体不自由）とは**

**（１）身体障害者福祉法における定義**

上肢下肢または体幹の機能に永続的な障害があり，身体運動，動作が不自由なものを運動障害（肢体不自由）とする．

　　　

**２：各種の運動障害（肢体不自由）**

**（１）上肢不自由**

上肢の機能障害と各関節の機能障害に分かれる．

**①上肢の全廃**

肩関節，肘関節，手関節，手指のすべての機能が全廃したもの．

**②著しい障害**

　　　上肢で5kg以内のものしか吊り下げることができないもの．

**③軽度の障害**

　　　精密な運動ができないものや，10kgのものしか下げることができないもの．

**（２）下肢不自由**
　　下肢の機能障害と，各関節の機能障害に分かれる．

**①下肢の全廃**

患肢で立位を保持できない場合などをいう．

**②著しい障害**

階段昇降が，手すりがないとできない，1km以上の歩行が不可能な場合をいう．

**(3)体幹不自由**

１級：座っていることができないもの

　２級：座位または起立位を保つことが困難なものや起立する

　　　　ことが困難なもの

　３級：100m以上の歩行や片足立ちができないもの

　５級：2km以上の歩行ができないもの

　　　

**３：運動障害の原因**

**（１）障害部位による原因分類**

**①中枢神経系**

脳性麻痺，二分脊椎，水頭症，脊髄損傷，脳血管障害など

**②末梢神経系**

　　　外傷による神経麻痺，神経炎など

**③骨・関節系**

骨形成不全症，関節リウマチ，外傷後遺症など

**④筋系**

進行性筋ジストロフィ－，先天性筋ジストロフィーなど

**（２）発症時期による分類**

**①先天的**

母体への薬剤投与の副作用，デシェンヌ型筋ジストロフィ－，骨形成不全症，その他．

**②周産期**

脳性まひ：肢体不自由者における脳疾患を持つ者のほとんどが，脳性まひに起因する．

　**③後天的**

**１）脳疾患：**8割弱が，脳疾患が原因とされる．

脳梗塞，脳出血，脳腫瘍，など．

**２）四肢切断**

骨肉腫，糖尿病性壊疽，脊髄損傷，閉塞性動脈硬化症による皮膚潰瘍，など．

**（３）損傷部位による分類**

損傷や機能不全の性質と発生部位に応じ，次のような様々な運動障害が起こる．

**①随意運動を制御する脳領域や、脳と脊髄の接合部の損傷**

随意運動を行う筋肉の筋力低下または麻痺，反射の亢進が起こる．

**②大脳基底核（大脳の底部に位置する神経細胞の集まり）の損傷**

　　　大脳基底核は，筋肉が滑らかに動けるようにしている脳の領域．

　　　不随意運動が起こったり，動きが小さくなったりするが，筋力低下や反射異常は

起こらない．

**③小脳の損傷**

　　　小脳は全身の動きを調整し，腕と脚の滑らかで正確な動きを助けるとともに，

バランスの維持を補助している．

　　　協調運動障害がみられる．

　　　　

**４：各種の運動障害**

**（１）運動減少症**

動作が遅くなったり減少したりする．

運動減少症の代表にパーキンソン病がある．

**（２）運動過多症**

**①運動過多症とは**

　　　自分の意思とは関係なく体が勝手に動く（不随意運動）．

　　　体の一部だけ（手の震えや，顔のピクツキ，足のむずむずする感じ等）の軽微なもの

から，全身に及ぶ重度なものまで含まれる．

　**②主な不随意運動の種類**

　　　**振戦**：ふるえ

　　　**舞踏運動・バリスム・アテトーゼ**：

　　　　踊るような，くねるような不規則な動き

　　　**ジストニア**：ねじれたり，おかしな姿勢で固まるような動き

　　　**ミオクローヌス**：ぴくつく動き

　　　**チック**：特定の動作を行ったり，音声を発したりするのが止められないもの．

　　　**ジスキネジア**----薬剤によっておこる不随意運動の総称

**５：身体障がい者の内訳**

2018年（平成30年）度障害者雇用実態調査結果」（厚生労働省）

肢体不自由が42.0％を占め，次いで内部障がいが 28.1％，聴覚・言語障がいが 11.5％．

　　　